

ファクシミリサービス 利用規定

改定日：2024年2月13日

改定前	改定後（改定箇所…太字）
<p>第22条（契約期間）</p> <p>この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、利用者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されることとします。継続後も同様とします。</p>	<p>第22条（契約期間）</p> <p>本条項抹消。第23条以降を繰上げ。</p>